慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	江藤新平と司法省：司法政策の政治的背景
Sub Title	Etō Shinpei and the Judiciary
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.1 (1991. 1) ,p.33- 55
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	利光三津夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910128-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江藤新平と司法省

——司法政策の政治的背景——

笠原英彦

一、はじめに
二、司法省江藤派の形成
三、予算紛議と司法省江藤派
四、司法省達第四六号の影響
五、結び

一、はじめに

わが国近代司法制度の生みの親、近代日本における法治主義の導入者として知られる江藤新平については、これまで多くの先学により多角的な分析、紹介がなされてきた。伝記としても、的野半介『江藤南白』[1]、杉谷明『江藤新平』[2]園田日吉『江藤新平』[3]をはじめとして、近年は毛利敏彦『江藤新平』[4]や鈴木鶴子『江藤新平と明治維新』[5]など、それぞれの視点から独自の江藤像が描き出されている。

法制史の領域では、とくに民法典編纂事業[6]や裁判制度の構築[7]を中心とする江藤の司法政策上の業績が丹念に検討に付されてきた。こうした研究の成果は、菊山正明氏の近年の研究により精緻にまとめられている[8]。

政治史の領域では、江藤が司法卿や参議として活躍し、やがて佐賀の乱に散る明治五年以降の政治行動を中心に、江藤の司法政策の政治性や明治初期の藩閥政治における江藤の政治的意図が追究されてきた。とりわけ、明治六年政変をめぐる江藤の政治行動については、毛利氏により斬新な解釈が提示された[9]。

政治思想史の領域では、江藤の法治主義をめぐる松本三之介氏の評価が広く承認されている如く考えられる[10]。江藤の司法政策の成果を「国民の権利意識の助長」に認める見解である。上述の毛利氏の見解でも、「人間解放と人権定立のために法体制構築を推進した改革者[11]」として江藤が捉えられている点で、同様の評価が与えられているように思われる。

もちろん、これまでも等閑に付されてきたわけではないが、管見の限り、依然政治史の領域において江藤の政治行動の真の狙いが充分に把握しきれてはいないように思われる。この点に関しては、毛利氏の指摘が今後の探究の出発点となることは論を俟たないが、とりわけ明治六年予算問題に示された江藤および司法官僚の動向、及び司法省達第四六号の政治的側面の考究は、さらに一歩踏み込んだ検討が必要であると考えられる。明治六年予算問題では、江藤の司法構想の具体化と司法官僚の政治意識が明瞭に露呈させており、明治初期官僚閥の構造を検討する上で格好の材料を提供している。一方、司法省達第四六号は、行政訴訟の提起を捉すことで地方官およびその背後にある大蔵省を牽制し、政策のもつ政治性が色濃く反映されている。ここでは、とくに尾去沢銅山事件をめぐりこの点の探究を進めてみたい。

そこで、本稿においては、上記の二点を通じて、明治初年における江藤と司法官僚の意識と行動に迫り、維新官僚研究の一助としたいと考える。

(1) 的野半介『江藤南白』(大正三年、民友社)は、周知の如く、これまで江藤新平研究を支えてきた基礎文献である。近年『江藤家資料』(佐賀県立図書館蔵)等のマイクロ化が進み、国会図書館所蔵『江藤新平文書』とともに江藤に関する資料の活用状況は著しく改善されている。しかし、もちろん伝記にありがちな独善的解釈が随所にみられるものの、同書は南白顕彰会の努力もあってか、資料の選択および配列はひじょうに適切といえよう。
(2) 杉谷明『江藤新平』(昭和四十七年、吉川弘文館)。
(3) 園田日吉『江藤新平』(昭和五十三年、大光社)。
(4) 毛利敏彦『江藤新平』(昭和六十二年、中公新書)。
(5) 鈴木鶴子『江藤新平と明治維新』(平成元年、朝日新聞社)。
(6) 手塚豊『明治初年の民法編纂—江藤新平の編纂事業と其の草案—』、野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」、『日仏法学』第一号等参照。
(7) 福島正夫『日本近代法体制の形成』(昭和五十六年、日本評論社)上巻、三一一頁—三一二頁、染野義信「裁判制度(法体制準備期)」、『講座・日本近代法発達史』6(昭和四十八年、勁草書房)。
(8) 菊山正明「江藤新平の司法改革構想と司法省の創設」、『早稲田法学』第六三巻第四号。
(9) 毛利敏彦『明治六年政変の研究』(昭和五十三年、有斐閣)。
(10) 松本三之介『天皇制国家と政治思想』(昭和五十五年、未来社)、一九一頁—一九八頁。
(11) (4)に同じ。

二、司法省江藤派の形成

『江藤南白』や『三条家文書』にみえる「官制改革案」[1]において、江藤は「刑部ハ天下司平ノ処ニシテ、獄訟刑罰ノ権悉ク此一省ニ帰ス可シ、然ルニ今弾台隠然トシテ刑部司法ノ権ヲ干シ、府藩県亦各断獄聴訟ノ権ヲ分テリ、刑部ハ唯都府一隅ノ事ニ任スルノミ、是刑部モ亦徒名ニ近シ、宜ク釐正改革シテ法律一ニ出ルノ治ニ帰スヘキナリ」とし

て、司法制度の問題点を痛烈に喝破し、司法権の確立を強く主張した。これは、それまでの江藤の意見書に貫かれた考えであり、年来の思索の結実と言えよう。江藤は、その司法機関を「司法台」[2]と呼称しているが、これは太政官制における弾正台の位置を強く意識したがためと考えられる。これにより、司法が他の行政分野に対して糾察権を維持しようとする意図が看取されるであろう。

こうした江藤の意欲は、司法卿就任後急速に具体化される。太政官中弁[3]、文部大輔、左院副議長を経て明治五年四月、司法卿に就任した江藤は、就任まもなく持ち前の郡県論、法治主義の立場から、当時としては極めて急進的な司法改革を断行した[4]。

司法省は前年七月、刑部省と弾正台との統合により[5]、司法卿空席のまま土佐藩出身の佐々木高行大輔（前刑部大輔）の指導下に弱小官庁として発足した。佐々木は、漸進論の立場より穏健な司法政策を運営すべく司法省内保守派を形成していった[6]。七月九日、宍戸璣を司法少輔に任じ、十一月には、自ら理事官として洋行するに際し、宍戸を大輔に昇格させるとともに、中判事伊丹重賢を少輔に抜擢した。また、佐々木は法典編纂事業推進のため、箕作麟祥の登用を必須とし、参議大隈に働きかけていたことは左の書簡より明瞭である[7]。

昨日申上置候箕作を当省兼務之儀、早々御連候様相願度候。追々外人之訴訟も差迫り、民法等取調置不申而は甚不都合之段申上候迄も無之候得共、何分共よろしく相願候。箕作兼務を中判事に被仰付度候。

結局、国立公文書館所蔵『壬申五月改・司法省官員全書』によれば、箕作の文部少判事兼司法中判事就任は明治五年一月に実現をみた。しかし、佐々木派の司法省は、「大名小路旧刑部省跡に在りて其事務を執りしが、章程僅かに其端を啓き実務未だ緒に就かず、職権の範囲亦狭小なるを免れざりしなり」[8]といった有様であった。

こうした漸進的改革に不満な司法省内の進歩派が、佐々木の洋行中に、急進論者江藤を擁立して攻勢に出たとして

も不思議はない。

『明治聖上と臣高行』は、江藤の司法卿就任の経緯を次の如く伝えている。[9]

宍戸璣が君に代り、同じく大輔を以て卿の職を執った。然るに其の君が不在中を機とし平生君の剛直なるを嫌ふて居た島本仲道、河野敏鎌等が大隈、井上等に運動し、佐々木や宍戸にては、司法省の事務は埒明かぬと説き、井上の推薦で、江藤が……司法卿となった。

井上の江藤推薦については、佐々木の日記に左の如くみえている。[10]

井上ハ江藤ノ為人ヲの能ク知ラザルヨリ、司法省カ因循トカニテ、迚モ只今ノ佐々木トカ宍戸トカニテハ埒明ヌトテ、江藤ヲ司法卿ニ推挙シタル由、其節渋沢ハ、江藤ハ行政ノ人ニアラズ、迚井上ニハ不同意ノ由、尤モ江藤ヲ推挙シタルハ、司法省中ヨリモ島本河野等申合、兎角佐々木抔ノ因循ニテハ行カヌト、先大隈辺ヘ申入タルコトモアル由、是ハ、畢竟島本・河野抔ハ、平素ノ事ヲ高行ニ知レタルコトヲ深ク嫌ヒ、且頗乗取家ニテ、イカ様トモ勢ノヨキ方ヲ押立テ、吾身ノ昇級ヲ計ル徒ナレバ、何モ蚊モナク都合ヨリ計ルコト也

井上に江藤の人物評を吹き込み、再考を迫ったのは渋沢である。渋沢は、佐々木が洋行に際して司法少輔に任命した松本暢[11]より司法省内の情報を得ていた模様である。[12]

江藤新平ヲ司法卿ニ頻ニ井上馨申立テタル時、渋沢栄一ハ不同意ニテ、同人ハ決シテ其任ニ無之、矢張制度ノ御用可然ト申述ベタレ共、井上味方ニスル心組ニテ、頻ニ推挙シタルニ、其後西郷、板垣ニ相与シ、会計ノ事ニテ井上ヲ攻撃セルヨリ、井上モ大ニ悔イタル由、松本暢ノ内話ハ、松本ハ渋沢ト知己ナレバ、親シク聞キタル由

同年四月、司法卿に就任した江藤は、「司法省の方針を示すの書」や「司法省仮規則」を発布して司法省の制度的

基礎を固め、続いて「司法職務定制」及び「司法省達第四六号」により、地方の裁判権の司法省への回収、統一と行政権からの司法権の分離、独立を推進した。[13] また江藤は、制度局や左院を通じて進めてきた民法典編纂事業を司法省においてさらに継続した。[14] 江藤は、こうした大改革を、司法卿在任僅か一箇年の間に逐次実行に移していった。その推進力を考える場合、江藤個人の薩長、とりわけ井上、山県への対抗意識もさることながら、改革を支えた司法省内江藤派の官僚の存在を無視するわけにはゆかないであろう。

江藤は司法卿就任まもなく、佐々木派を排除するとともに、自派の培養に努めた。五月二十二日、佐々木派の中心人物宍戸司法大輔及び伊丹司法少輔を更迭し、七月二十二日、楠田英世を明法権頭兼大丞に任じ、九月二日には、司法大丞兼大検事島本仲道を警保頭兼務とした。[15] また、これと並行して、江藤は自己の右腕として福岡孝弟の司法省入りを実現すべく大隈に働きかけた。八月十二日の大隈参議宛書簡には、「福岡文部大輔当省へ転任之儀、所労ニ依テ于今拝命無之、就而ハ名代ヲ以拝命被致候通り相運度奉存候」[16] とみえ、江藤が外遊を前提に福岡の起用を考慮していたことがわかる。[17] 福岡は翌十三日、司法大輔に転じている。

江藤の司法政策は、裁判制度の創設、民法典の編纂、人身売買の禁止など実に多岐にわたっており、また所掌事務の性格の違いも相俟って、司法省江藤派と一口に言っても、その中には江藤との距離や思想傾向の点でかなりの幅が存在するのは蓋し当然と言えよう。[18] そうした複雑な江藤派内部の構成を解明することはけっして容易ではないが、明治六年のいわゆる予算紛議は、期せずして江藤派の内情の一端を露呈する結果となった。この点については、次節において詳細に検討してみたい。

（1） 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』所載のものは、『江藤南白』所載のものとほぼ同内容である。内容の詳細な検討は、菊山前掲論文においてほぼ尽くされているものと言えよう。

（2） 「官制改革案」では、司法台の職掌は「逮部囚獄府藩県会取締宰判を管スルコト」とされ、行政諸段階の監察については、

「監部寮」なる機関の設置が構想されている。

(3) 江藤が当初、太政官中弁の職務にあたったことの意味は大きい。「太政官規則」によれば、中弁は「願届諸書類」につき「取調見書付」の後、議事に付すことを任務とするため、諸省および地方官の実態を知悉し、制度の抱える問題点を把握するには絶好の職務といえる。

(4) 江藤の司法政策上の業績については、毛利前掲書に適切な整理がなされている。

(5) 弾正台の職掌は、尹・弼が「掌執法守律糾弾内外非違」、大忠・少忠が「掌巡察宮中府中糾弾非違」、大巡察・小巡察等は「掌巡察府藩県糾弾非違」とされ、従って、刑部省が弾正台を事実上吸収したことの意味は大きい。

(6) 佐々木は、その人脈のみならず、司法政策の面にあっても保守的であり、洋行後もその傾向は同様であった。明治七年、佐々木が提出した意見書においても、地方裁判事務について、「数十の地方裁判所を置くも、其の裁判官は、各県審理所掌の者を擢用するの外なし、然らずして別に人材を選みて任用するも、裁判の事務に至ては、従来之に慣熟したる者に及ばざるは明かなり。是に依りて之を観れば従来の如く重罪疑獄のものも、皆之を其の地方に委託して審判せしめ、或は一紙の伺書に依り、訟獄を判決する事あり、是れ人民を保護するの良法と云ふべからざるも、現時の状態にては已むを得ざるべし」と指摘している(『明治聖上と臣高行』、三一八頁)。

(7) 『大隈重信関係文書』第一巻、四〇一頁。

(8) 『江藤南白』上巻、六四〇頁—六四一頁。

(9) 『明治聖上と臣高行』、三一〇頁。

(10) 『保古飛呂比』五、三〇七頁。

(11) 『司法沿革誌』によれば、松本は明治四年十一月七日付で司法少輔に任官している。

(12) 『世外井上公伝』第一巻、五三一頁—五三二頁。

(13) 江藤の司法政策の基本構想は、左の「司法省の方針を示すの書」にもっとも的確にしめされており、『江藤家資料』には同草稿がみえるが、作成過程において公正な司法行政が強く志向されている。

司法省の方針を示すの書

訟を断する敏捷便利公直。獄を折する明白至当にして寃枉なく、且姦悪を為す者は必ず捕へて折断敢て逃るゝを得ざらしむ。是を本省の職掌とす。此職掌を尽さんために長官次官を設けて之を管せしめ、大少丞を設けて之を判せしむ。尚又裁判所の設け、判事に官ありて、断折の職に尽さしむ。夫判事たる者は固より心を用ふる公平、精を索る緻密なりと雖も、

其過誤なきを保し難きが故に、訴人罪人其権利を圧せられて、安堵せざるの患なきを保ち難し。且又軽重の罪人遁逃潜伏形跡を断絶し或は又訴訟中一悪事を生じ来り、其情混乱にして聴断を以て弁じ難きものあり。此三患を防き纏めんために、検事の職を設け、断折の場に臨みて之を監視し、其精理に悖るものは之を長官に報告せしめ、又罪人を探索追捕して苟も悪を為すものは逃るゝを得ざらしむ。夫羞悪の心は人皆之あり、恐懼の心は人皆之あり、而して法令を犯す者少なからず、其故何ぞや。蓋し法の未だ密ならず、律の未だ厳ならざる故なり。是を以て、明法寮の設けありて、既行の法津は、其義理、得失の事情に適するやを詳にせんが為に評議論弁し、未行の法律は、尚又条理を尽さん為めに、各国の法律を参酌、議定し、苟も密と厳とを目的として、草案を立てしむ。判事、検事、明法三官を設ける旨趣は、概ね如此。是に以て本省の職掌を尽さんと欲す。故に長官、次官、此三官を管督する権務、及、大少丞の之を糺断するの権務、且又之を上梓して、省中各員に、各々一冊づゝ頒布し、本省分職の旨を知らしめんことを要す。

同書が「司法職務定制」の基礎となることは周知の通りであり、その意義は「司法権を行政権から独立させ、もって廃藩置県の終局的達成を期するにあった」（福島正夫「司法職務定制の制定とその意義」、『法学新報』第八二巻）。

(14) 江藤の民法典編纂事業については、手塚豊「明治初年の民法編纂—江藤新平の編纂事業と其の草案」、『司法資料』別冊第二一号参照。

(15) 『司法沿革誌』、十六頁—十九頁。

(16) 『大隈重信関係文書』第一巻、五〇〇頁。

(17) 外遊は結局、司法改革を優先しようとする三条—大隈ら留守政府首脳部の説得により断念するを余儀なくされたのである。

(18) 菊山前掲論文の如く、佐々木と江藤の司法政策の継続性を強調する見解も存するが、佐々木が江藤の急進的司法改革を苦々しく受けとめていたことも事実である。『明治聖上と臣高行』が江藤の政策を「積極的放漫政策」（同書、三一〇頁）とするのは、いささか行き過ぎた評価と言えようが、「佐々木は、曩に江藤の下に在るのは快とせなかった」（同書、三一一頁）のは事実と考えられる。『保古飛呂比』にみえる如く、「帰朝シテ一体ノ光景ヲ見ルニ、大ニ変リ孰レモ開化ニ進歩シタルノ思フロ気形容也、如何トナレバ、開化進歩ト各人ノ見ル処ハ、真ノ進歩ノ道筋ニテハナク、欧米各国ノ弊風ヲ習フタコト也、其一二ヲ以テ言フ時ハ第一著ニ可立大法典モナク、頗ル末流ノ法律トカ規則トカヲ二三人ノ偏見ヨリ一日々々ニ改革シ、吾国ノ国体風俗人情モ顧ミザルコト、実ニ狂人ノ仕業見ル計也」（同五巻、三七五頁）として、佐々木は留守政府の改革、とりわけ江藤の司法政策にきわめて辛辣な批判を加えている点は留意すべきであろう。

三、予算紛議と司法省江藤派

いわゆる明治六年予算紛議とは、前年秋、文部、工部、司法等各省より提出された予算要求に対し、井上率いる大蔵省が緊縮財政主義の立場から、大鉈を振るったことに端を発する。なかでも、司法省予算問題は、井上、江藤両卿の辞任問題にまで発展し、留守政府は最大の危機に直面するに至った。

「南白が司法卿として法政の管理に任じ、其方針を確定するや、明治五年末を以て一箇年に対する予算を計上し、之を内閣に要求したり。当時……大蔵省の実権は、大輔たりし井上の掌中に帰し、権威中外を圧したるの観ありき。而して南白が司法権の独立を図り、省務を拡張して、大蔵省の所轄たりし府県聴訟課の事務を、司法省の管轄に移し、大に法政の刷新を断行し、其経費を要するに及び大蔵省は国庫の欠乏を口実として、其要求を拒絶するに至れり」[1]という江藤側の論理に対して、「江藤の司法卿となるや、司法行政に対して頗る積極的放漫な政策を執った。即ち十一月分の支出を基本として積算したならば、三府十二県の各裁判所一箇年予算経費金五十二万六百二十両五千元で済む所を、六年度に対して、区裁判所の設置、検事、検部の出張、檻倉並びに警察費を込めて、九十万五千七百四十四両六千元を計上し、之を強硬に大蔵省に請求した。然るに大蔵省では之を精査して大斧鉞を加へ約四十五両に減縮したので、江藤は大いに憤慨し、公（井上―筆者）に対して執拗に抗弁する所があった。当時公は廃藩置県の跡始末に全力を挙げていた時で、未だ歳入の幾許あるかの算当が立たず、経費多端の折、各省から予算を請求する者が殺到する状態であって、一々之に承諾を与へていたのでは、国家の経済は持切れない。公は江藤の言に少しも屈せず之を拒絶した」[2]というのが井上側の言い分であった。

両者の争点は、一見明治政府の財政に対する認識の相違にある如く映るが、果してそう言いきれるであろうか。対立の実相に迫るに当たって、先ず大蔵省の置かれた立場に多少検討を加えておく必要があろう。

井上が、廃藩に際して大久保の妥協を引き出し、民蔵合併を実現したことは既に述べたところである。[3] 井上ら政策官僚の実力を誇示したはずの民蔵合併が、留守政府では、藩閥政治家や地方官のみならず、他省政策官僚の総攻撃を受けて守勢に立たされたのであるから、皮肉と言うほかはない。井上の木戸宛書簡には、大蔵省の苦境が滲み出て余りある。

> 壱人以て費用を制せんと欲するも、他省に至ては只方今欧羅色と対立の主意歟拡張するの策のみ、又恐ながら正院も此説へ付加し、終に大蔵省の責に帰し不得止抗論せざるを得ず、……県官より劣の酷を訴る者多し、実に八方敵中に坐するの思をなせり。[4]

その原因は、「何となれば、大蔵省が殆んど行政の七割をやる、金穀の権と、財政と民政とを一に握ったから、太政官よりは甚い位の実権を握って居ると云ふので、大蔵省に対する攻撃といふ者は実に甚しかった。随って閣下（井上―筆者）に対する評判といふものも甚しかった」[5] とする井上配下の大蔵官僚佐伯惟馨の談話に端的に表れている。民蔵合併がなった七月二十七日の佐々木の日記には、この点につき左の如き感想が書き留められている。

> 今般ハ、スヘテ民部ノ名目ヲ廃シ、大蔵ニテ内務ノ事ヲ取行フ事ニナリタルハ、以前ヨリ一層権力ヲ付ケタル道理ニテ、他日必ス正院ニテ馭シ兼ヌルニ至ルベシ、実ニ迂ト云フベシ、然シナガラ、当今ハ大蔵省抔ノ勢ナレバ、迚モ引戻ス事ハ出来マジ、右ノ如ク屢改正ハ好マシカラヌ事ナレ共、致方ナシ[6]

果して、佐々木の心配は現実のものとなったのである。

「進歩家」[7] と「謹直家」[8] との対立に「進歩家」相互の対立が加わって、複雑化した留守政府の実情を打開すべく奔走したのは大隈であった。[9] しかし、大隈の調停工作は、太政大臣三条の無力と太政官制の欠陥、そして約定書の空文化という多くの難題を抱えて行き詰まった。やがて紛争は、正院と大蔵省の対立へと発展してゆくことになる。[10] 何故

なら、大隈が江藤らの予算請求の正当性を容認したからに他ならない。それは、多分に江藤等司法省首脳の辞職が三条等正院に与えた衝撃によるものと言えよう。

ときに、大隈は井上、渋沢らの緊縮財政論に疑問を抱きはじめていた。大隈は、「時の財政は果して井上等の揚言するごとくに裁判の独立、学制の新定を決定するに必要なる経費をも支出する能はざるまでに困難を感せし乎。是は必らずしも然らざる可し」[11]と井上らの歳入見込案に不信の目を向けていたのである。

大隈を正院における大蔵省の代弁者の如く認識していた井上にとっては、大隈のこうした豹変は大きな驚きであったに違いない[12]。「今日の参議中、財政の分るものは唯大隈あるのみだ。この人のいる限り自分は心強いと考へていた。が、その人さへも財政の実務から離れて廟堂にいることが久しいと、矢張実務に疎くなるものか、それでは最早致方がない」[13]との井上の言には、深い失望の念が示されている。

明治六年五月七日、井上が渋沢とともに「財政上の建議」を提出して辞職し、その二日後、大隈が大蔵省事務総裁に就任、六月九日、大隈が「歳計概算取調書」を提出するに及んで、両者の対立は決定的となった。

周知の如く、井上の建議は各新聞紙上に掲載され、多大の反響をまきおこしていた。要するに、井上の論の中核となっているのは歳入欠陥の指摘であって、「今全国歳入ノ総額ヲ概算スレバ四千万円ヲ得ルニ過ギズシテ予ジメ本年ノ経費ヲ推計スルニ、一変故ナカラシムルモ尚五千万円ニ及ブベシ。然ラバ則チ一歳ノ出入ヲ比較シテ、既ニ一千万円ノ不足ヲ生ズ。加之、維新以来国用ノ急ナルヲ以テ、毎歳負フ所ノ用途モ亦将ニ一千万円ニ超エントス」[14]との内容をもつものであった。こうした財政の公表は前例がなく、とりわけ地方官より多数の投書が政府に寄せられた。これに対し、大隈は、「其論固ヨリ憂国ノ衷情ニ出ルト雖モ、措辞実ニ過キ議論激ニ超ヘ、且其歳出入ヲ計ルニ至テハ、多ク憶測ノ概算ニ出ツ」[15]とし、国内のみならず諸外国の不信を買う可能性を強く指摘し、歳計表の公布を力説したのであった。

以上のような井上と大隈との対立を捉えるには、政治的側面と財政的側面とを一応分離して検討する必要がある。事実上における両側面の交錯を直ちに解釈上の議論に持ち込むことは、往々にして論点のすり替えを許すことになるからである。井上と大隈の対立の解釈をめぐっては、石塚裕道説[16]と田村貞雄説[17]が対立している。石塚は、井上と大隈の対立を政治的側面と財政的側面とに分け、各々別稿において論究している。政治的側面を扱った稿においては、大隈の大久保への妥協が指摘され、財政的側面を扱った稿においては、井上の消極財政論と大隈の積極財政論の対立が分析されている。これに対して、田村は三井文庫所蔵の「大蔵省文庫旧蔵文書」の綿密な検討を通じて、井上と大隈との間に財政上の対立が存在しなかったことを論証すると同時に、井上と大隈との政治的対立をも否定する見解を表明している。

財政上の争点は、まず歳入の見込み額の相違にある[18]。井上は石代二円七五銭で試算し、歳入見込みを四千万円としたのに対し、大隈は三円十三銭で四千八百万円と試算した[19]。一方、歳出については、大隈は井上の見込み額をおよそ三百万円下回る額を算定し、明治六年度に限っては、赤字の出ない予算編成が見込まれている。両者の大きな違いは、各省予算のうち、井上が司法省予算を四十六万円としたのに対し、大隈はこれを六十三万とする一方、大蔵省予算については、井上がおよそ四百万としたものを、大隈はおよそ九十万に大幅減額していることである。大隈の予算案では、司法省以外の各省の要求がほぼ認められており、大隈が大蔵省予算を減額して他省の予算要求に応えたことは一目瞭然であろう。歳入見込みの当否はともかく、累積赤字の中での予算配分であるから、各省間で競合が生じることは当然の成り行きであった。田村は、「対立は、井上、大隈を含む租税改革、殖産興業、軍備近代化を優先する立場と、自己の担当する官庁所轄の個別的改革に固執する立場との間にあった」[20]との理解を示しているが、むしろ後者の競合状態を打開するだけの歳入が見込めるかどうか、さらには大蔵省の取組みはどうあるべきかが問われたのであった。

井上の建議の目的は奈辺にあったのであろうか。佐々木の日記には、「井上ハ長崎ニテハ折々ハ出会タル事ニテ、

是レ迄ノ議論施行スルコトモ、右建白トハ相違歟ト思フ也、併シ近年ハ如此議論ニナリタルト見エ、其論ズル処ハ、高行平素論ズル辺ノコト也、只疑ラクハ、井上・渋沢等ノ定論歟、近日会計ニ付色々議論モ六ケ敷ナリタルヨリ、発明シタリト見エタリ」[21]とみえる。佐々木の予感は果して事実を衝くものであった。渋沢の談話によれば[22]、建白書の起草者は江幡五郎なる大蔵官僚であり、建白書は辞職以前既に用意されていたのである。辞職ということで、急遽井上が採用したというのが真相であった。

ほぼ時期を同じくして司法、大蔵両省の間に発生した準備金問題や贖罪金問題をも考え合せると、井上や渋沢は、問題のすり替えを行なったように思われる。すなわち、政策間の優先性の問題がいつのまにかパイの問題（財政状態）にすり替えられていたのである。山県配下の陸軍省の予算だけ八百万円と大幅に認めたことは、井上らが財政のみならず、軍事にも高い優先性を置いたものと言えよう。このことは、「唯此際要求の儘容れられたりしは、長州派の根拠たる陸軍省の予算額のみなりしは、当時心あるものをして、一種異様の感を禁ざらしめたりき」[23]という江藤の反応に端的に表れていたと言えよう。

政治的側面については、「其節迄ハ大隈ハ井上方ニテアリタレ共、追々変心シタル故、井上始メ木戸抔モ大隈ヲ仇敵ノ如ク見做シ、大隈モ其事ヲ知リタル故、程能ク薩摩ニ依ラントスレ共、兎角大隈ハ容レラレザル光景」[24]との佐々木の描写を引くことで大方想像されるであろう。大久保が、帰国後静養中も政界の動向に注視を怠らなかったことや[25]、三条と大隈との関係悪化[26]が、こうした推移の背景に存すると言わねばならない。明治六年予算紛議は、留守政府の諸矛盾がいわば集約的に顕在化したものと言うべきであろう。

さて、以上、明治六年予算編成をめぐる大蔵省と司法省との確執について概観してきたが、次に同問題が原因となって起こった江藤司法卿辞表提出の波紋に注目してみたい。

先ず江藤辞表提出に同調して、同じく辞表提出に踏み切ったのは司法大輔福岡孝弟であり、つづいて司法大丞兼明

法権頭楠田英世、警保頭島本仲道、司法少丞渡辺驥、同丹羽賢の四名が連署して正院に決断を迫った。また、楠田は、権大法官鷲津宣光、権中法官河野敏鎌、三等出仕荒木博臣等とともに司法卿留職の建議を行なった。[27] 彼らはこの時点では、一応江藤派の中核であったと考えてよいであろう。因みに、明治五年五月の司法省官員録によると、司法省職員二一一名中、勅任官は七名、奏任官は三七名である（『司法省沿革誌』によれば、明治四年九月以降、順次明法寮権頭、本省大丞、少丞、判事の官等が決定された）。同官員録によると、上記八名中、福岡、楠田、荒木が勅任官、渡辺、丹羽、島本、河野、鷲津が奏任官である。そこで、奏任官以上四四名中少なくとも八名が江藤の支持者であり、五等以上二〇名中四割が江藤直系ということになる。出身藩別にみると、江藤と同じ肥前出身は楠田一人であり、むしろ佐々木と同じ土佐出身者が目立っている。ここでも藩閥は意味を失いつつあり、江藤の抜擢によって人脈が結成されたことがわかる。

こうした江藤派の中にも、江藤への忠誠心の点で格差が存在することは、彼らのその後の経歴が端的に物語っている。最も江藤に近かった福岡と島本は、明治六年十月、大木喬任の司法卿就任とほぼ同時に退けられ、代わって佐々木が大判事に起用された。

また、明法寮権頭楠田英世は、江藤指導下に民法典編纂事業に精勤し、一時は江藤により正院三等出仕及び本省三等出仕を兼務するまでになったが、佐々木の司法大輔返り咲きとともに兼職を解かれ、明法頭専任となった。[28]

江藤側近ともいわれる島本は、明治六年十月末、政変により江藤が下野すると同時に、免官となった。報復人事の色彩がきわめて濃いものと言えよう。しかし、後年島本と近かった伊藤痴遊は、「島本仲道を、江藤の子分の如く伝へる者があるが、それは、大なる誤りで、それ程に、深い因縁は、無かった」[29] と記している。とまれ、江藤との個人的関係がどのようなものであったにせよ、外部から江藤派の烙印を押されたことに変わりはない。

これに対し、江藤の引きで司法省に奉職し、ある程度は江藤の政策を受け入れつつも、江藤と政治行動を共にする

ことのなかった者も少くない。その第一にあげられるのは、民法会議に集った生田精や長森敬斐ら法制官僚である。[30] 彼らはいずれも官界における推薦者が江藤であったことから、外見上反薩長派の一翼を担うが如く見られたが、そもそも佐幕論者であったことから、江藤の進歩的な法思想になじめず、江藤辞職に際しては、表立った行動を起こしていない。しかし、彼らは江藤派と目されたがために、江藤失脚後不遇な半生を送ることとなる。

第二に、元来江藤に対する忠誠心は弱く、江藤を単なる自己の昇進の梃とした者もあった。江藤失脚後、反江藤派に旗織を改め、佐賀の乱後も依然その地位を確保するか、あるいは昇進すら遂げた、変わり身の速い官僚達である。明治七年五月の『司法省職員一覧表』から拾えば、司法大丞渡辺驥、司法少丞丹羽賢、権大判事河野敏鎌、大検事岸良兼養等をあげることができよう。なかでも、河野は、江藤の推挙で少丞に抜擢されたにもかかわらず、佐賀の乱に際し、戦犯江藤に極刑を言い渡し、岸良も佐賀の乱処罰に手を貸している。彼ら両名は、明治五年夏以降外遊するという共通点をもち、[31] 帰国後も大木司法卿の下で着々と出世の地歩を固めていった。彼らこそまぎれもなく、佐々木の言う「頗ル乗取家ニテ、イカ様トモ勢ノヨキ方ヲ押立テ、吾身ノ昇級ヲ計ル徒」[32]であったと言えよう。

このように、司法省江藤派はけっして一枚岩とは言えず、凝集性にも疑問が残る。しかし、江藤自身の「司法卿を辞するの表」、福岡の辞表及び島本等の建白、そして楠田、河野等の「司法卿留職の建議」を通覧するとき、江藤の下に司法省の政策が画一的に存在して、一種の官庁セクショナリズムの萌芽を認めることができる。「富強の元は、国民の安堵に在り、安堵の元は、国民の位置を正すに在り。夫尚国民の位置不正なれば安堵せず、安堵せざれば其業を勤めず、其恥を知らず、業を勤めず恥を知らず、何以富強ならんや。所謂国民の位置を正すとは何ぞや、婚姻、出産、死去の法厳にして、相続贈遺の法定り、動産、不動産、貸借、売買、共同の法、厳にして、私有、仮有、共有の法定り、而して聴訟始て敏正、加之国法精詳、治罪法公正にして、断獄、初て明白、是を国民の位置を正すと云ふなり」[33]という江藤の法思想は、「凡そ司法の職事は、相与るを以て、急務となす」[34]という江藤派官僚の認識として定着

していた。とりわけ、河野等中堅官僚の「司法卿留職の建議」には、「諸省の如きは、時に依りて廃置すべくして、司法の事務の如きは、政府の尤も急にすべくして、与げずんばある可らざるものと奉存候」[35]とあり、セクショナリズムの端緒がうかがわれる。

江藤の司法政策中、最も急進的と言われる裁判権回収政策は、旧秩序の解体に伴う種々の紛争処理の手段としてのみならず[36]、大蔵省を中心とする藩長藩閥勢力に対する対抗手段という政治的機能を果すが、そこに発生する対立の背景には、以上にみてきたような各省の政策官僚群の生み出すセクショナリズムの存在を看取することができよう。

(1) 『江藤南白』下、一頁―二頁。
(2) 『世外井上公伝』第一巻、五二七頁―五二八頁。
(3) 沢田章『世外侯事歴・維新財政談』、二三三頁―二三四頁。
(4) 『世外井上公伝』第一巻、五二二頁―五二四頁。
(5) 『維新財政談』、四一八頁―四一九頁。
(6)(7)(8) 『保古飛呂比』五、一四七頁、一七〇頁―一七一頁。
(9) 岩倉使節が対米交渉につまずき、全権委任状公布のため大久保とともに一時帰国した伊藤は、後年「大使一行の出た留守は主に大隈と井上がやっていた」と当時を回顧している（『伊藤博文伝』上巻、一〇九頁）。
(10) 紛争の経緯については、『大隈侯八十五年史』第一巻、四七一頁―五〇八頁に詳しい。
(11) 『大隈伯昔日譚』（全）、六二三頁―六二四頁。
(12) 同右書、四四六頁に、井上が、「彼の大隈は財政上に於ける余の代表者若しくは後見人として内閣に立ち」と見ていたことが記されている。
(13) 『大隈侯八十五年史』第一巻、四七一頁。
(14) 明治六年五月、『新聞雑誌』。
(15) 国立公文書館所蔵『自明治五年至同十年・公文別録』三。
(16) 石塚裕道「大久保政権の成立と構造」（『東京都立大学創立十周年記念論文集』所収）、同『日本資本主義成立史研究』。

(17) 田村貞雄「留守政府の予算紛議」(家永三郎教授東京教育大学退官記念論文集刊行委員会編『近代日本の国家と思想』所収)。
(18) 明治六年日要新聞付録『大隈参議殿建言』。
(19) 関口氏の指摘にかかる如く、『大隈文書』からは、大隈が二円七十五銭で計算した可能性もある(同「明治六年定額問題」、『法学』第四四巻四号)。
(20) 田村前掲論文、四五頁。
(21) 『保古飛呂比』五、三八九頁。
(22) 『維新財政談』、四〇四頁。
(23) 『江藤南白』下、三頁。
(24) 『保古飛呂比』五、三九〇頁。
(25) 『大久保利通関係文書』第二巻、一〇二頁。
(26) この時期、三条は太政官制潤色など重要案件の決定を西郷に依存するようになっていた(『渋沢栄一伝記資料』別巻、第四号、四一八頁)。
(27) 『江藤南白』下巻、一頁—三六頁。
(28) 『司法沿革誌』、二五頁。
(29) 『伊藤痴遊全集』続第七巻、四五八頁—四五九頁。
(30) 手塚豊、利光三津夫編『民事慣例類集』、二九頁—五一頁。
(31) 園田日吉『江藤新平伝』、一三七頁—一三八頁。
(32) 『保古飛呂比』五、三〇八頁。
(33)(34)(35) 『江藤南白』下巻、一頁—三六頁。
(36) 利谷信義「明治前期の法思想と裁判制度」、『法律時報』第三五巻六号参照。

四、司法省達第四六号の影響

江藤の司法政策中最も急進的なものの一つに、明治五年十一月二十八日に布達された司法省達第四六号がある。[1] 同達が、民衆から裁判所への出訴をもって地方官の専横を牽制するを目的とすることは周知の通りである。すなわち、こうした政策の意図は、旧態依然たる地方官が国家統一の妨げとなることを防止し、併せて民権の発達を助長することにあるとの評価がなされてきた。[2] しかし、果たして同達の目的は、上記の如き効果のみを期待したものであろうか。たとえ当初の目的が、封建制の打破、あるいは人権の伸長にあったにしても、その影響がある種の政治的効果を伴ったことを看過するわけにはいかない。

該達に基づき提訴された事件としては、小野組転籍事件および尾去沢銅山事件がつとに知られるところである。いずれの場合も、単に司法上の問題にとどまらず、政治問題にまで発展し、中央政界に対立を惹起した。「地方官吏を訟ふるの文書法廷に蝟集し、俄に司法官行政を牽制するの弊端を見る」[3]とした伊藤の発言は有名だが、当時すでに同達のみならず、訴訟提起を容易にする環境が整いつつあったことも指摘しておかねばならないであろう。『三条家文書』中にみえる明治七年十月の「訴訟増加ノ件建白」[4]は、代書人および代言人が「本人理非ニ暗ケレハ之を説諭シ公堂ヲ煩ハサス」現実を喝破するものである。従って、前者は民衆の中に健訟の風をまきおこしたと言うよりも、あくまで地方行政の弊害除去の手段として機能したとみるべきであろう。

同達の効果と江藤の動向については、江藤がまもなく参議として正院に列することもあって、上記の事件とのかかわりは間接的とする見解がこれまで表明されてきた。[5] 確かに、廟堂に立つ江藤にすれば、事件はあくまで政治問題化した場合にのみ職務上関与すべき余地が出てくるわけであるが、例えば小野組転籍事件については、左のような興味深い事実も散見する。『大木喬任文書』所載「小野組送籍一件」[6]には、捜査にあたった早川勇の手続書の一節として、

七月十二日の条に「勇又昇院三条大臣殿及び閣下(大木司法卿―筆者)其他前ノ参議板垣江藤両公等一同御列席ノ面前ニ於テ一切書面ヲ持参……議決ヲ請フ……福岡大輔モ亦他ノ公事ヲ以テ昇院被致候」との記載がみえる。事件の処理方につき江藤が関与した可能性は極めて濃厚と言わねばならないであろう。

司法職務定制後達っせられた司法省達第六号には、確かに「聴訟之儀ハ人民ノ権利ヲ伸シムル為メ」[7]とみえるが、江藤が同政策の政治的効果を度外視していたとみるのは余りに不自然と言うべきであろう。この点、もう一つの注目すべき事件である、尾去沢銅山事件の処理についても、江藤との関連性を以下に考究してみたい。

尾去沢銅山事件は、大蔵省の外債整理に関連した大蔵大輔井上の汚職事件として当時内外に物議を醸した。事件の処理が高度の政治問題に発展してからも、新聞各紙は、「裁判は天下の司直なるゆえ、馨に罪ありと見る上は、いずくまでも呼出すことをして可なるべし」[8]等々の論調に終始した。司法が政治の干渉をどこまで阻止できるかが一つの焦点となった事件でもあった。

そもそも同事件は、南部藩の債務を同藩御用商人村井茂兵衛に負わしめ、大蔵省がときの大輔井上の指揮下に不正に村井の財産を没収し、その内尾去沢銅山を井上の近親者岡田平蔵に売却したというものである。村井は、理をつくして秋田裁判所へ提訴したが、大蔵省の厚い壁に阻まれた。数年後、村井は上記の達をもって、司法省裁判所に上訴したのである。事の起りから裁判の終息までの一連の関係書類は、現在『井上馨関係文書』の中に「尾去沢銅山一件書類」[9]として確認することができる。村井の調書や上申書をはじめとして、事件発生から明治十一年頃までの裁判関係資料、および大蔵省判理局関係資料が周到に収載されている。なお、同事件の売却手続きに関する一連の資料考証は、すでに尾佐竹、小田中両氏により、詳細に進められてきたこともあり[10]、ここでは極力割愛し、司法省の対応にのみ眼を向けてみたいと考える。

井上ら嫌疑をかけられた当事者の側では、同事件はどのように受けとめられていたのであろうか。数十年後の談話

ではあるが、『世外侯事歴・維新財政談』では、小野、川村ら当時の大蔵省判理局の処置が井上の私意に基づく不正として宣伝されたとする被害者意識をもって、大蔵官僚らの見解は一致しているようである。渋沢がいみじくも、「事柄は誠に誣告に終りましたけれども、併しそれは一時なかなかうるさい騒動、河野敏鎌さんなどが……最も注目して、何か秘密があろうと、斯う推定した」[11]と回顧しているように、司法省側の取り組みがきわめて強力であったことは疑いないであろう。

司法省の事件への対応については、その着手の時期をめぐっていささか不明な点がこれまでにも指摘されてきたところである。[12]それは、江藤が島本に銅山売却をめぐる疑惑を捜査せしめた時期であり、『江藤南白』はこれを村井（実際は子息）の出訴後とし、[13]『世外井上公伝』は井上の大蔵大輔辞職後としている[14]点である。前者の出訴は明治六年十二月であるから、すでに江藤は政府になく、事態の経過から推して後者の時期が想定し易いであろう。島本は、井上の有心故造を裏付ける捜査結果を報告している。[15]

時期的にみて、江藤が長州閥の汚職摘発の一貫として、腹心の島本を動員し、周到な捜査を試みていた如く思考される。同期に、上述の如き予算紛争がこじれていた経緯を考えあわせるとき、江藤の政治的意図を看過することは甚だ不自然と言うほかはない。江藤が同事件を政争の具としたとは俄に断じえないが、小野組転籍事件や三谷三九郎事件など同時期に司法省が追及した長閥の疑獄事件との関連を想定するとき、江藤の政治的判断を無視することは難しい。少なくとも、長閥の側に多大の危機感を抱かしめたことは否定しがたいであろう。木戸と司法改革をめぐって意見の近かった保守派の佐々木の日記には、「江藤は其事能く知りたるゆえ、大に司法省の権力を張り又廟堂にても助力して大蔵省へ抵抗の勢となり、遂に其事より大蔵大輔辞職とまで運びたり……島本とかの如き小人輩が十分に勢ひを得たり、小人輩が君子を籠絡して仕事を始めたる事なれば、なかなか難かしき形にて恐るべく憂ふべき事なり」[16]との状況認識が記されている。佐々木宛の書簡で木戸が指摘した「司法省中も一朝ならざる弊」[17]をより具体化した内容

と言ってよかろう。

江藤が司法省を去った後も、司法省内には依然江藤の司法改革の成果を一定の範囲で維持しようとする空気が存在したように思われる。大木が司法卿となり、佐々木が同省に返り咲いてからは、司法政策の穏健化、すなわち司法の行政への従属が志向されたが[18]、そうした中にあって司法の独自性を保持しようとする動きがみられた。たとえば、尾去沢銅山事件の裁判にあたり、権大判事河野敏鎌、権中判事小畑美稲、大島貞敏らは、元大蔵省官員小野義真を拘留し、内務省官員北代正臣を拘束、さらには井上の召喚を稟申するなど、なおも追及の手を緩めなかった[19]。木戸は井上を救済するため、司法省上層部に圧力をかけたが効果に乏しく、井上自身も中野梧一宛の書簡において、「鉱山一件ノ訴ニ付、司法省有心故造ト思詰メ、生ヲ喚出シ詰問スルト申勢ニ相成、政府モ困入果、内諭等有之候得共、一向落着仕ラズ、実ニ生モ迷惑千万[20]」と心情を吐露するに至っている。結局、大久保、木戸らは薩長政権の延命を考慮して、司法省に干渉し、同事件の担当判事を転任させることで、事態の収拾を図ることとなった。

如何に露骨な人事介入が行われたかは、当事者となった大島判事の上申書に明瞭に示されている。明治八年六月二十三日付の上申書において、大島は事案審理の経過をふりかえるとともに、井上の有心故造を指摘し、さらに大木司法卿の干渉を糾弾した。上申書は、「貞敏惑ヒ極メテ甚シ、貞敏窃カニ司法卿ヲ目スルニ、政府を欺クヲ以テセサルヲ得ス、嗚呼一省ノ卿ハ其任固ヨリ重シ、況ヤ司法卿ハ天下ノ司直邦国承否ノ関スル処ナルヲヤ、然レハ則司法卿果シテ事実ヲ違ヘルノ言ヲ為ス乎、抑敏鎌美稲等敢テ司法卿ヲ誣告スル乎徹底徹頭曲直ヲ明晰セサルヘカラス[21]」と結ばれている。同人事をめぐり司法省内に確執を生じたことは歴然としていよう。

以上の如く、司法省達第四六号は、地方官および大蔵省の既得権を侵しただけではなく、長閥の汚職摘発という副次的効果を発揮し、そのために司法省をして政治的攻撃の標的とした観が強いのである。

(1) 地方官及び戸長等が太政官布告や各省布達に抵触する措置を講じた場合、あるいは民衆の側からの願・届・伺、移住の申

し出を妨げた場合などに、地方裁判所乃至は司法省裁判所への出訴を認めた規定であり、実質的な意味での最初の行政訴訟と評価されている（和田英夫「行政裁判（法体制確立期）」、『講座・日本近代法発達史』3、十八頁）。

(2) 毛利前掲書、一五六頁―一五七頁。

(3) 伊藤博文『憲法義解』（岩波書店）、九九頁。

(4) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』、「訴訟増加ノ件建白」。

(5) 江藤が同問題の処理にかかわったとする見方もある。『江藤南白』（下）は、「南白は、司法権独立の為めに、深く之を遺憾とせしも、事情已むべからざるを知りて之を首肯し、井上の拘引を延期し、河野敏鎌、小畑美稲、大島貞敏をして其審按に従事せしめたりしも、更に後藤象次郎、岩崎弥太郎、大隈重信等が南白を慰籍して彼を厳罰に処せざらんことを以てするあり」と記している（五九頁―六〇頁）。

(6) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書』、「小野組送籍一件」。

(7) 一連の江藤の司法政策の背景をなす法思想については、福島前掲論文、五〇頁を参照。

(8) 同様の投書を掲載したものとしては、明治八年五月の評論新聞がつとに知られている。

(9) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』、「尾去沢銅山一件書類」。

(10) 尾佐竹猛『法窓秘聞』（『尾佐竹猛全集』十二巻、昭和二十四年）、一三二頁―一七二頁、小田中聡樹「尾去沢銅山事件」（『日本政治裁判史録・明治前』）、三一三頁―三三七頁。

(11) 『維新財政談』、三六四頁―三六五頁。

(12) 尾佐竹前掲論文、一四三頁、小田中前掲論文、三二三頁―三二四頁。

(13) 『江藤南白』下、五七頁―五八頁。

(14) 『世外井上公伝』第二巻、六五頁―六六頁。

(15) 島本の報告では、大蔵省が村井と盛岡藩との債権債務関係を曲解したことや、盛岡藩の財産見積りの不明朗、さらには井上の「私交私情」が指摘されている。詳細は尾佐竹前掲論文参照。

(16) 『保古飛呂比』五、三九〇頁。

(17) 『木戸孝允文書』第五、一七七頁―一七八頁。

(18) 『明治聖上と臣高行』では、大木司法卿の下で佐々木が司法省縮小論を建言したことが指摘されている。

(19) 尾佐竹前掲論文および『世外井上公伝』第二巻参照。

(20) 明治七年四月三十日付中野梧一宛井上馨書簡（前掲『井上馨関係文書』、書簡）
(21) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』、「尾去沢銅山一件」。

五、結　び

明治四年より同六年にわたる所謂「留守政府」期は、いわば政策官僚相互の政策競合化の時期として捉えることができる。こうした特異な政治過程にあって、江藤は自前の開明的司法政策を断行した。政策の実施にあたっては、江藤を支持する司法省内の官僚閥が重要な役割を担ったことが指摘できよう。しかし、江藤の急進的諸政策の断行は、反面その他の官僚層の反発を買うとともに、新たな政治的対立を惹起せざるにはおかなかった。

本稿は、これまで必ずしも十分究明されてこなかった江藤の司法政策のもつ政治的側面の検討を通じて、江藤ら司法官僚の意識と行動に迫ったものであり、三阪佳弘氏の求める「明治国家形成の論理と江藤個人の論理との間の緊張関係」[1]の一端が多少なりとも明らかとなれば望外の幸せである。

(1) 三阪佳弘「書評、毛利敏彦『江藤新平―急進的改革者の悲劇―』」、『法制史研究』三八、二三一頁―二三六頁。